

稲沢市手話言語条例の概要

【目的（第1条）】

手話言語に対する理解の促進及び手話の普及に関して、以下の事項を定め、「市民がお互いに支え合い、安心して共に生きることができる地域社会」を実現することを目的としています。

- (1) 基本理念
- (2) 市の責務
- (3) 市民の役割
- (4) 施策の推進

【基本理念（第2条）】

「手話が言語であること」を認識し、「すべての市民が相互に人格及び個性を尊重し合い共生すること」を基本として、「ろう者の意思疎通を行う権利を尊重する」ものと定めています。

【市の責務（第3条）】

市は、「手話言語に対する理解」を深め、「手話言語を使用しやすい環境づくりのための施策」を推進します。

【市民の役割（第4条）】

市民は、「この条例の基本理念に対する理解」を深め、市の推進する施策に協力するよう努めるものとします。

【施策の推進（第5条）】

市が総合的かつ計画的に推進する施策として、次のものを定めています。

- (1) 手話言語に対する理解の促進及び普及を図るための施策
- (2) 手話言語による意思疎通及び情報の取得がしやすい環境づくりのための施策
- (3) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (4) 手話言語の獲得及び習得を支援するための施策
- (5) 前各号のほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

市が、これらの施策を推進するに当たっては、ろう者その他関係者と協議の場を設けるものとします。

【施行期日】

平成31年1月1日からとします。